

新座地域防災防犯連絡協議会規約

(目的)

第一条 この協議会の目的は地震、火災、豪雨、土砂崩れ、雪崩、又は不明者捜索など、あらゆる天災、災害（以下「災害等」という）や、犯罪、交通事故等（以下「犯罪等」という）の災いに対して地域で対処することにより、住民が安心して生活できる住み良い地域を維持することを目的とする。

(組織の名称)

第二条 この会の名称は新座地域防災防犯連絡協議会（以下「防災防犯協議会」という）とする。

(防災防犯協議会の活動)

第三条 防災防犯協議会の活動は次のとおりとする。

- 第四条
- 1 災害等が発生した場合必要に応じ新座地域災害対策本部を設置し、場所は原則として新座コミュニティーセンターとする。
 - 2 消防、警察及び市役所などの関係行政機関との対応
 - 3 自主避難所の確保場所は原則として「新座コミュニティーセンター」とする。
 - 4 状況により「炊き出し」等の措置をとる。
 - 5 災害の後処理（行政対応を含む）
 - 6 災害、防犯予防措置
 - 7 防犯告知や防犯講演会等の啓蒙活動
 - 8 犯罪発生時の被害拡大防止措置
 - 9 防犯巡回等犯罪予防措置

(防災防犯協議会の組織及び役割分担)

第五条 防災防犯協議会の組織は新座地区振興会常任委員及び関係団体の役員を持って組織し次のとおりとする。

会長	会を統括する。原則として振興会長がこれにあたる。
副会長（防災担当）	会長を補佐し防災対策本部を維持する。会長が任命する。
副会長（防犯担当）	会長を補佐し防災対策本部を維持する。会長が任命する。
副会長（事務局）	会の事務を司る。振興会事務局がこれにあたる。
会計	会の会計を司る。振興会会計がこれにあたる。
現場隊長	各区 区長
副隊長	各区 常任委員
防災委員	各区 組ごとに選出し、任期を3年とする。尚、消防等緊急に出動しなければならない者は避ける。

(経費)

第六条 防災防犯協議会会計
防災防犯協議会会計は振興会会計の中で行う。

(補償など)

第六条 防災防犯とも出動は原則無償とする。（但し日数を要する場合特定の役務を必要とする場合はこの限りでない）
補償については振興会保険に加入することでこれを適用する。

(調査及び予防)

第七条 会長は必要に応じ危険箇所の調査を命じ予防措置の対策を行うことができる、但しこのときは日当などの費用を支給する。

附則 この規約は平成17年 4月1日から施行する。
平成23年10月1日 一部改正